

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県福山市

2 構造改革特別区域の名称

ふくやまワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

広島県福山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

本市は広島県の東部、瀬戸内海沿岸部の中央に位置する備後都市圏の中心的役割を担う人口約 47 万人の中核都市である。市域面積は約 518 km²で、市域の北部、西部及び南部には 400～500m 級の山々が連なり、中部から南部にかけては緩やかな傾斜面を形成している。また、山系を縫って西北部から南に還流する一級河川芦田川の水系を中心に、堆積された平野部が形成されるとともに市街地が発達している。市南部の海岸線は遠浅海面を擁しており、田島、横島、走島、仙酔島など多島美ある景勝地が瀬戸内海国立公園の一郭を形成するなど、特色ある地域資源を多く有している。

(2) 気候

本市の気候は、年間平均気温 15.7℃、降水量 1373.5mm、日照時間 2247.8 時間と四季を通じて温暖で自然災害の少ない地域である。(2013 年(平成 25 年)気象庁気象統計情報)

(3) 人口

1916 年(大正 5 年)の市制施行当初は約 3 万 2 千人であったが、戦後復興から工業都市としての発展や周辺市町村との合併により、1975 年には市制施行当初の約 10 倍である約 33 万人となった。その後、平成の大合併等を経て現在約 47 万人となり、市制施行当初に比べ約 14 倍の人口規模となっている。

2014 年(平成 26 年)12 月末現在の住民基本台帳によると、本市の人口は 472,274 人であり、年齢(3 区分)別人口は、0～14 歳 66,426 人(14.1%)、15～64 歳 284,914 人(60.3%)、65 歳以上 120,934 人(25.6%)となっている。本市においても全国的な問題である少子化・高齢化が進行しており、コミュニティ機能の減少等、地域の活性化を支える基盤への影響が懸念されている。

(4) 産業

2010 年(平成 22 年)国勢調査における産業別就業人口は、第 1 次産業 3,487 人(1.7%)、第 2 次産業 64,573 人(30.8%)、第 3 次産業 128,374 人(61.2%)であり、中でも第 1 次産業人口は農業の担い手の高齢化や減少等の要因により、1985 年と比較して約 66%減少し

ている。また、2000年（平成12年）には6,730億円であった付加価値額が、2012年（平成24年）には2,708億円と減少傾向にある。今後、既存産業の底上げや新たな産業の創出等に取り組んでいく必要がある。

(5) 地域づくり

本市では、市民と行政がお互いの責任と役割を分担しながら、「自助」「共助」「公助」による協働のまちづくりを進めている。その推進にあたっては、市民と行政が真のパートナーとして相互に補完しながら、まちづくりの両輪となって取り組む特色ある地域づくりが必要である。

このため、まちづくりの各分野における人材育成やまちづくりサポートセンターを核としたネットワークづくりの支援を行うとともに、地域まちづくり計画策定の取組や地域や企業等と協働した里地里山再生・保全の取組を支援するなど、住民自らが地域の課題解決や活性化に向けて取り組めるよう積極的な支援を行っている。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

全国的に人口減少が進行する中、本市においても人口減少社会の到来が現実味を帯びてきており、こうした人口減は、生産年齢人口の減少、高齢者人口の増加など、人口構造の変化を伴うものである。

こうした変化により、地域のコミュニティ機能の低下が懸念されるとともに、農業をはじめとする第1次産業では、技術の伝承や担い手の確保が課題となることが予測される。既に、農業では、就農者の高齢化が進行しており、就農者数は減少傾向にある。

このため、規制の特例措置を講じることにより特色ある地域資源を活用した商品を開発するとともに、産業の創出・発展や体験・交流などをテーマにした多様な事業の展開していくことによって、交流人口の増加などを図りながら地域の活性化をめざしていく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

農業は、担い手の高齢化や減少に加え、耕作放棄地の増加や里山の荒廃など、厳しい環境におかれている。こうした中、担い手の育成・確保、地域特性を活かした生産、生産基盤の保全、地産地消の推進に加えて、地域内流通の仕組みづくりや六次産業化の推進、市民の理解と参加による里山の再生・保全などにより、農山地域を活性化させる必要がある。

また、魅力ある商品の開発・提供、地域住民との交流や体験など、地域資源や地域特性を最大限に活用した「福山らしさ」を創出しながら観光客誘致を進めるとともに、地域の活性化を図る必要がある。

このため、本市の有する豊かな自然環境や農作物などの地域資源、地域文化等を活用したグリーン・ツーリズムなどを推進することで、交流人口の増加や農作物の需要増加による耕作放棄地の利活用促進などに取り組むものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市の特産品であるぶどう等の地域資源を活用した新たな商品開発として、果実酒等を

製造するとともに古民家等を活用した農家民宿等で提供することにより、新たな地域資源を創出する。また、農作物や自然、文化などの豊潤な資源を有する地域に果実酒等による付加価値を加えるとともに、良質なワイン産地としての「ワインバレー」やワイン生産に関する地域固有の風土である「テロワール」を形成していくことで、ワインを介した地域ブランド力を高め、交流人口の増加を図る。

加えて、農作物の栽培から商品開発、農家民宿等における提供など、生産から加工、販売、消費までを確保することで、雇用の創出や農作物の栽培による耕作放棄地の解消、古民家の活用・再生等が期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

現在、各地域では住民や企業等との協働により地域活性化に取り組んでいる。今後、本計画を実施することにより、地域特有の資源を生かした新たな活性化の取組を展開できるとともに、豊かな自然環境や既存の活性化事業等に付加価値を加えることで取組全体の価値や発信力を向上させ、交流人口の増加を図る。特に、農家民宿等の宿泊業と連携した地域商品の開発・提供は観光客の滞在時間を延ばし、観光消費額の増加など地域の活性化につながる。また、新たな商品開発による農作物需要の拡大によって、農業に代表される第1次産業の担い手増加等、雇用創出の効果も期待できるものである。

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストランなど）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

広島県福山市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 の者が、果実酒又は濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒又は濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、農家レストラン等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域の資源を有効活用した特産品等を生み出すとともに、農家民宿等との一体的な運用により豊かな自然と調和した地域特有の事業を展開することができ、交流人口の増加等、地域の活性化が期待できるものである。また、地域の資源を見つめ直し価値を高めていく過程の中で、住民の一体感の醸成が図られ、今後の新たな地域活性化事業の創出につながる効果も期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。